

農地の貸借手続き出来ていますか？

農地の貸借を行う場合、農地中間管理事業（農用地利用集積等促進計画による貸付者と借受者との間に農地中間管理機構を経由する農地貸借）による手続きと農業委員会の許可が原則必要になります。

許可を受けないで交わされた契約は無効となり、法的な効力を持ちません。法律に基づく手続きを行い、トラブルの無い貸借を行いましょう。

中間管理事業による手続きのメリット

- 公的機関を介しているので安心して契約を締結することが出来る
- 賃料が確実に振り込まれる
- 農地が適切に管理される 等

農地の貸借を検討されている人は、役場山村再生課まで問い合わせください。

農地中間管理機構を経由した貸借



※無償貸借の場合、賃料は発生しません。

問合せ先

役場山村再生課

☎75-3117

ノロウイルスによる食中毒に注意しましょう！

ノロウイルスによる食中毒は1年を通じて発生しますが、特に秋口から春先にかけて感染者が増加します。令和7年は1月から4月までノロウイルスによる食中毒が多発し、過去10年で最も高い発生状況となりました。

ノロウイルスの特徴

- わずかなウイルスの量でも発症する
- 感染能力がなくなるまでの期間が長い
- アルコールによる消毒効果は十分ではない
- 吐き気、嘔吐、下痢などの症状



予防のポイント

- 症状があるときは、家庭内でも食品を直接取り扱う作業をしないようにしましょう。
- 調理・食事の前、トイレの後などは石鹸でしっかりと手洗いしましょう。
- 食品は、中心部85～90℃で90秒以上加熱しましょう。
- 調理器具などは、※塩素系漂白剤を薄めたものまたは熱湯を使用して消毒しましょう。

※ 2Lのペットボトルに、ペットボトルキャップ2杯分の「家庭用塩素系漂白剤（濃度約5～6%）」と、2Lの水を入れて作ります。

問合せ先

保健センター福祉課

☎75-4101